

国の方針に基づき、ホームページに掲載義務がある事項について以下に記載します。

～目次～

1. 地方厚生局長等へ届け出た届出医療について

- ① 医療情報取得加算
- ② 医療DX推進体制整備加算
- ③ 発熱患者等対応加算
- ④ 外来感染対策向上加算
- ⑤ 夜間・早朝加算
- ⑥ 明細書発行体制等加算
- ⑦ 一般名処方加算
- ⑧ 外来・在宅ベースアップ 評価料 I

2. 明細書の発行状況に関する事項について

3. 保険外負担に関するものについて

- ① 予防接種料金一覧表 (R7年4月1日～)
- ② 保険外負担取扱い一覧表 (R7年4月1日～)
- ③ 診断書・証明書料一覧表 (R7年4月1日～)

## 1. 地方厚生局長等へ届け出た届出医療について

### 【①医療情報取得加算】

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

区分	マイナ保険証利用 (情報取得同意)	点数
初診	する	1点
	しない	3点
再診 (3月に1回)	する	1点
	しない	2点

※正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いします。

## 【②医療DX推進体制整備加算】

当院は、医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診察を実施しています。

そのため、マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいます。

正確な情報を取得・活用するためにご協力をお願いいたします。

## 【③発熱患者等対応加算】

当院では、発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状を有する患者に空間的・時間的分離を含む適切な感染対策の下で診療を行った場合に、国の規定に基づき、月1回に限り20点が更に所定点数算定されます。

## 【④外来感染対策向上加算】

当院は宮崎県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関です。

当院の受診歴の有無に問わらず、発熱、その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者様の受け入れを行っています。(問い合わせが集中し、当院のキャパを超えた場合はこの限りではありません。また、発熱の患者様は、必ず事前に電話連絡をしていただきますようお願いします。)

## 【⑤夜間・早朝加算】

当院は、「月・火・水・金・土曜日」の8:30~17:30を診療時間と定めています。国の規定により、土曜日の12:00以降は「夜間早朝加算」50点が初診料、再診料に加えて適用されます。

## 【⑥明細書発行体制等加算】

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

### 【⑦一般名処方加算】

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

なお、医薬品の供給状況や令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者様の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となります。ご理解、ご協力をお願いいたします。

### 【⑧外来・在宅ベースアップ 評価料 I】

当院は、勤務する看護職員の賃金の改善を図る体制につき、国が定める施設基準に適合しているものとして初診、再診又は訪問診療を行った場合に所定点数を算定します。

外来・在宅ベースアップ 評価料（I）	点数（1日につき）
初診時	6点
再診時等	2点
訪問診療時 イ 同一建物居住者等以外の場合	28点
訪問診療時 ロ イ以外の場合	7点

## 2. 明細書の発行状況に関する事項について

当院では、国の規則及び基準に規定する明細発行状況について下記のとおり取り扱いを行っています。

- ・電子請求を行い、明細書を発行しています
- ・公費負担医療受給者で自己負担がない場合も明細書を発行しています

明細書には薬剤の名称や行った検査の名称が記載されます。ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への交付を含めて、明細書の交付を希望しない場合は、事前に申し出でください。

### 3. 保険外負担に関するものについて

#### ◎予防接種料金一覧表 (R7年4月1日～)

【項目】	【R7.4.1から適用】
・ おたふくかぜワクチン	5,200円
・ 日本脳炎ワクチン	5,200円
・ 肺炎球菌ワクチン	6,600円
・ 水痘ワクチン	7,800円
・ MRワクチン（麻疹・風疹混合）	7,800円
・ 麻疹ワクチン	5,200円
・ 風疹ワクチン	5,200円

◎保険外負担取扱い一覧表 (R7年4月1日～)

【項目】	【R7.4.1から適用】
・ 尿取りパット代 (1枚)	100円
・ フラットタイプ尿取りパット代 (1枚)	100円
・ リハビリパンツ代 (1枚)	200円
・ 切手代①	110円
・ 切手代②	180円
・ カミソリ代 (1個)	110円
・ マスク代 (1枚)	10円
・ エンゼルケア用品代	3,300円
・ エンゼルケア用化粧キット代	1,200円
・ CD-R代 【診療情報提供料算定時は算定不可】	110円
・ 予防接種代 【患者都合によるキャンセルの場合】	薬剤料実費徴収

◎診断書・証明書料一覧表 (R7年4月1日～)

【項目】	【R7.4.1から適用】
・ 猶銃・美容師用証明書	2,200円
・ 普通診断書	3,300円
・ 死亡診断書	3,300円
・ 保険会社用診断書	5,500円
・ 障害者診断書（簡単）	4,400円
・ 障害者診断書（複雑）	6,600円
・ 学校・保育園提出用（簡単）	1,100円
・ 学校・保育園提出用（複雑）	2,200円
・ 車免税証明書	2,200円
・ おむつ証明書料	1,100円
・ 年間領収書発行料	1,100円
・ 領収書再発行料	1,100円
・ 健康診断結果再発行料	1,100円
・ 処方箋再発行料	600円